

【千葉市】令和7年度 中核機能強化加算算定に係る実施状況報告書

法人名	特定非営利活動法人EPO
事業所名	Bring up ちば子ども発達センター
加算区分	中核機能強化加算（Ⅰ）

※本報告は中核機能強化加算の取得要件に基づき行うものである。

※①～⑧は「児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について（平成24年3月30日障発0330第16号）」より引用している。

①市町村及び地域の関係機関との連携体制を確保していること	
「地域障害児支援体制中核拠点登録適合チェックリスト」 に基づく確認事項	実施状況
1. （自立支援）協議会（こどもの専門部会含む）又はこれに準ずる会議等に参画している場合	市が開催する「児童発達支援センター連携会議」へ下記のとおり参加し、市との連携体制を確保した。 【開催日程】 第1回 令和7年6月20日(金) 第2回 令和7年8月 9日(水) 第3回 令和7年9月10日(水) 第4回 令和8年2月 4日(火)
2. （自立支援）協議会の設置がない場合等であって、市町村が開催する障害福祉・障害児支援に関する会議への参加や、市町村と定期的に情報共有等を目的とした会議を開催している場合。	
3. 令和6年4月1日時点では上記の各取組を実施していないが、令和6年度早期に実施予定である場合。その場合には、市町村と事前に協議・調整を行い、市町村が認めたものであること。	

②未就学から学齢期まで、幅広い発達段階及び多様な障害特性に応じた専門的な発達支援及び家族支援を提供する体制を確保すること。							
「地域障害児支援体制中核拠点登録適合チェックリスト」 に基づく確認事項		実施状況					
1. 指定放課後等デイサービスの指定を有している場合。		指定放課後等デイサービス事業を下記のとおり実施した。					
2. 同一法人及び同一市町村内であって、指定放課後等デイサービスの指定を有している事業所との連携により、体制を確保している場合(指定管理等の場合であって、一体的に運用されている場合には他法人でも可)。							
3. 保育所等訪問支援の指定を有している、又は自治体からの補助、委託事業等により、小学校から高等学校までのいずれかの学校等に訪問し、学齢児に対して支援を行うことが可能である場合。		4月	5月	6月	7月	8月	9月
4. 同一法人及び同一市町村内であって、保育所等訪問支援の指定を有している等の事業所との連携により、上記3の内容を行う体制を確保している場合。(指定管理等の場合であって、一体的に運用されている場合には他法人でも可)。		258件	279件	287件	273件	236件	261件
5. 令和6年4月1日時点では上記の各取組を実施していないが、令和6年度早期に実施予定である場合。その場合には、市町村と事前に協議・調整を行い、市町村が認めたものであること。		10月	11月	12月	1月	2月	3月
		274件	206件	247件	238件	206件	273件

③地域の障害児通所事業所との連携体制を確保していること。	
「地域障害児支援体制中核拠点登録適合チェックリスト」	実施状況
1. 地域の障害児通所支援事業所等が参加できる研修会等を開催している場合	地域の障害児通所支援事業所等が参加できる研修会・意見交換会を下記の通り実施し、連携体制を確保した。 （１）障害児通所支援事業所関係者の交流会（研修会）※ 第１回 令和７年５月２６日（月） 第２回 令和７年８月９日（土） 第３回 令和８年２月４日（火） ※児童発達支援センターが中心となり、下記項目を目的に実施した。 （子どもの支援を行う関係者が集い、意見交換を行った） ①障害児支援関係施設同士の顔の見える関係作り ②障害児支援の課題共有、対策検討 ③障害児支援に役立つ情報共有
2. 定期的に、地域の障害児通所支援事業所を参集して、情報共有の場を設けている場合	
3. 地域障害児支援体制強化事業や障害児等療育支援事業、その他事業を活用し、地域の障害児通所支援事業所に対して助言・援助を行っている実績がある場合。	
4. 令和６年４月１日時点では上記の各取組を実施していないが、令和６年度早期に実施予定である場合。その場合には、市町村と事前に協議・調整を行い、市町村が認めたものであること。	

④インクルージョンの推進体制を確保していること						
「地域障害児支援体制中核拠点登録適合チェックリスト」				実施状況		
1. 保育所等訪問支援の指定を有している場合。				保育所等訪問支援及び療育等支援事業を下記の通り実施した。		
2. 同一法人及び同一市町村内であって、保育所等訪問支援の指定を有している事業所との連携により、体制を確保している場合(指定管理等の場合であって、一体的に運用されている場合には他法人でも可)。						
3. 令和6年4月1日時点では上記の各取組を実施していないが、令和6年度早期に実施予定である場合。その場合には、市町村と事前に協議・調整を行い、市町村が認めたものであること。						

4月	5月	6月	7月	8月	9月
1件	3件	0件	2件	0件	3件

10月	11月	12月	1月	2月	3月
1件	0件	0件	1件	2件	1件

⑤発達支援に関する入口としての相談機能を果たす体制を確保していること。	
「地域障害児支援体制中核拠点登録適合チェックリスト」に基づく確認事項	実施状況
1. 障害児相談支援の指定を有している場合。	市町村等の関係機関と下記のとおり連携を行い相談支援を実施した。 【件数】 ①障害児（保護者）からの相談実績 ８１件 ②上記①の内、関係機関からの相談引継件数 ４９件 ③上記①の内、関係機関への引継件数 ３件 【相談例】 ・医療機関を通じ相談に対応。児童発達支援センターにて支援を提供しつつ、医療、保育、行政機関と協議。セルフプランの見直しと相談支援事業所への接続。条件に見合う児童発達支援事業所への引継ぎを行った。
2. 同一法人及び同一市町村内であって、障害児相談支援の指定を有している事業所との連携により、体制を確保している場合(指定管理等の場合であって、一体的に運用されている場合には他法人でも可)。	
3. 市町村から委託相談を受託している場合。	
4. 発達支援の入口の相談を、市町村が中心になって行っており、当該相談と日常的な連携を図りながら、必要な支援を提供できる体制があること。この場合には、事前に市町村と協議・調整を行うこと。	
5. 令和６年４月１日時点では上記の各取組を実施していないが、令和６年度早期に実施予定である場合。その場合には、市町村と事前に協議・調整を行い、市町村が認めたものであること。	

⑥地域の障害児に対する支援体制の状況及び①から⑤までの取組の実施状況を年に１回以上公表していること。	
「地域障害児支援体制中核拠点登録適合チェックリスト」	実施状況
1. 地域の障害児支援体制の状況及び基本要件に定める取組の状況について年に１回以上公表している場合。この場合、市町村や他の加算対象事業所との連携により、共同で作成したものでも差し支えない。	本実施状況報告にて公表を行っている。

⑦自己評価の項目について、外部の者による評価を概ね年に1回以上受けていること。	
「地域障害児支援体制中核拠点登録適合チェックリスト」	実施状況
1. 第三者評価等、外部の評価機関による外部評価を受審している場合。	3月2日(月) 外部の評価者をお招きして（第三者の同席）、自己評価検討会議を実施した。
2. 運営基準に定められている自己評価を行う際に、第三者の同席を求める等、第三者が参画する形で自己評価を行っている場合。	

⑧児童発達支援センターの従業者に対する年間の研修計画を作成し、当該計画に従い、年に1回以上研修を実施していること。	
「地域障害児支援体制中核拠点登録適合チェックリスト」	実施状況
1. 全従業者を対象とした研修計画を策定し、計画的に支援の質に関する研修を実施している場合 ※基準において実施が義務付けられている、虐待防止に関する研修及び虐待防止に関する研修等の実施のみの場合は不可。	支援の質向上のため、下記のとおり研修を実施した。 ※下記は実施した研修の一部です。 ①令和7年7月9日 研修名：初任者研修会 内 容：ことばの発達 遊び方や指導方法に関する勉強会 内部講師STにより実施 ②令和7年7月27日 研修名：スキルアップ講座 内 容：エビデンスに基づく療育支援 スキル獲得に向けた基礎講座 動画視聴＋対面 ③令和7年8月23日 研修名：専門職研修 内 容：アセスメントに関する検討、勉強会